



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 セ ッ ク
代表者名 代表取締役社長 秋 山 逸 志
(コード番号：3741)
問合せ先 総務部長 持 田 恒 夫
(TEL. 03 - 5458 - 7727)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査体制の一層の強化および当社の計算書類の適正性を確保するため、機関として監査役会並びに会計監査人を設置し、所要の変更を行うものであります。
- (3) 規定の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。
- (4) その他、会社法の用語にあわせて表現方法の統一、字句の修正および規定の位置の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略) 2 (条文省略) <u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに<u>当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
<p>第 17 条 ~ 第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 ~ 第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条 ~ 第 21 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(現行第 28 条から移設)</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
	<p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 (現行どおり)</p>
<p><u>2 取締役会は取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 28 条 (条文省略)</p>	<p><u>(変更案第 22 条に移設)</u></p>
<p>第 29 条 ~ 第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 ~ 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の設置) 第 31 条 当社は監査役を置く。</p>	<p>(監査役および監査役会の設置) 第 30 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>
<p>第 32 条 ~ 第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(常勤監査役)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 35 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 37 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第 40 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第 41 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第 42 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p>

現行定款	変更案
<p>第 38 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を<u>支払う</u>。</p>	<p>第 45 条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p>
<p>（中間配当金） 第 39 条 当社は、取締役の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を<u>することができる</u>。</p>	<p>（中間配当金） 第 46 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>（期末配当金等の除斥期間） 第 40 条（条文省略）</p>	<p>（期末配当金等の除斥期間） 第 47 条（現行どおり）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>附則第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第 3 条 本附則第 1 条から本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>